

福島国際研究教育機構の評価実施方針

令和 6 年 6 月 2 4 日

復興庁福島国際研究教育機構室長（復興庁統括官）
文部科学省研究振興局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
農林水産省農林水産技術会議事務局長
経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長
環境省総合環境政策統括官

決定

I 本実施方針について

1 位置付け

- (1) 本実施方針は、福島復興再生特別措置法（以下「福島特措法」という。）第 115 条に基づき、主務大臣が福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価を行うに当たって、評価の考え方、基準等を定めるものである。
- (2) 評価の基本的考え方、評価体制、評価単位の設定、評定の方法・区分等に関して、F-REI の目的に照らして特に明らかにすべき事項等について以下に定め、その他の事項については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）の国立研究開発法人に係る評価の基本的考え方等に準じることとする。

2 評価の基本的考え方

- (1) 評価は、評価単位に合わせて行う項目別評定と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。
- (2) 評価は、研究開発等業務の特性等を踏まえ、中期目標に定める評価軸に基づき行い、中期目標に定める評価指標等を基準とする絶対評価によって行う。

3 本実施方針の適用範囲

- ①年度評価（福島特措法第 115 条第 1 項第 1 号）
各事業年度の終了後に実施される、研究開発等業務の実績の評価
- ②見込評価（福島特措法第 115 条第 1 項第 2 号）
中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に年度評価とともに実施される、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績の評価

③期間実績評価（福島特措法第 115 条第 1 項第 3 号）

中期目標期間の最後の事業年度の終了後に年度評価とともに実施される、中期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価

④中期目標期間中間評価（福島特措法第 115 条第 2 項）

中期目標期間の途中において理事長の任期が終了する場合に実施される、当該任期の末日を含む事業年度末までの期間における研究開発等業務の実績の評価

Ⅱ 評価に関する事項

1 評価体制

（１）主務大臣の分担

各主務大臣はそれぞれの所管する研究開発等業務に関する評価を分担する。ただし、評価の統一性及び共通して所管する事項の評価の効率性を担保するため、復興庁が中心となって取りまとめ、連携して一つの評価書を作成する。

（２）復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見聴取

福島特措法第 115 条第 6 項に基づき、主務大臣は、評価を行うときは、あらかじめ、東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議すること等をつかさどる復興推進委員会、科学技術・イノベーション政策の推進のための司令塔として総合的かつ基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うこと等をつかさどる総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴く。

2 自己評価結果の活用等

（１）主務大臣は、F-REI に対して、別添の様式に基づいて項目別評定を基本とする自己評価書を作成するよう求める。

（２）主務大臣は、主務大臣の行う評価において自己評価書を十分に活用するため、F-REI に対して以下の点を考慮して自己評価書を作成するよう求める。

- ① 年度評価において、当該年度の研究開発等業務の実績によるアウトプットのみに基づいた自己評価ではなく、中期目標及び中期計画で示された中長期的視点において F-REI が達成すべき成果に対する達成度や将来的な成果の創出の見通し等を踏まえ、中期目標に掲げた評価軸及び評価指標等に基づくアウトカムによる自己評価を行うよう努める。
- ② 福島国際研究教育機構基本構想（令和 4 年 3 月 29 日復興推進会議決定）に掲げた、「福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるもの」とするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水

準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとする」という F-REI の設立の基本的な考え方を踏まえ、将来的な成果の創出の期待等をはじめ、中長期的な視点から F-REI が達成すべき目標に向けて、当該年度の業務が与えたインパクトを含む評価を記載するよう留意する。特に、下記 3 の「(1) 政策体系における法人の位置付け及び役割等」の項目における評価に十分に反映するよう努める。

- ③ 特に、F-REI の施設が整備され、その活動が本格的に軌道に乗るまでの期間においては、F-REI の研究開発等業務の有する多面的な機能を反映するため、当該年度の業務実績について、必ずしも一の項目のみに記載するのではなく、複数の関連する項目に重複して記載し、それぞれの自己評価を行うことができる。また、当該年度の研究開発等業務が翌年度に引き続いて実施される場合には、自己評価時点での当該業務の翌年度に係る実績及び実施見通しを含め、全体としての業務実績を記載し、自己評価を行うことができる。

3 評価単位の設定

項目別評定は、原則、下記の中期目標の項目を評価単位として評価を行う。

- (1) 政策体系における法人の位置付け及び役割等
- (2) 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項
 - ①研究開発に関する事項
 - i 研究開発
 - ア ロボット
 - イ 農林水産業
 - ウ エネルギー
 - エ 放射線科学・創薬医療
 - オ 放射線の産業利用
 - カ 原子力災害に関するデータや知見の集積・発信
 - ii 研究開発環境の整備
 - iii 研究開発に係る情報収集等
 - ②産業化に関する事項
 - ③人材育成・確保に関する事項
 - i 人材育成
 - ii 人材確保
- (3) 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他研究開発等業務の運営に関する重要事項

4 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分

(1) 年度評価

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、F-REIの業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

イ F-REIのミッションを踏まえ、中期目標に定める評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

ウ その際、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、実績等が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、具体的かつ明確な問題点が明らかになった場合には、F-REI に対し、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

カ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

キ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定を踏まえ、評語による評定を付して行う。

i 記述による全体評定

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、F-REI の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評定は、項目別評定も踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

- ・ 項目別評価の総括
 - a 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
 - b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
 - c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、評価結果に基づき福島特措法第 123 条による監督命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
 - d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等
- ・ 全体評定に影響を与える事象
 - a F-REI 全体の信用を失墜させる事象など、F-REI 全体の評定に影響を与える事象
 - b F-REI のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - c 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）
- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、D の 5 段階の評語を付すことにより行うものとする。

・各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

- S : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- A : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。
- B : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。
- C : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。
- D : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

- ア F-REI のミッション等を踏まえ、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から F-REI の業務全体について総合的に評価する。
- イ その際、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。
- ウ F-REI 全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。
- エ F-REI 全体の信用を失墜させる事象について、F-REI の組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定は行わない。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価、中期目標期間中間評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準（所期の目標を達成していると認められる状態）とする。

・各評価項目の評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：F-REIの目的・業務、中期目標等に照らし、F-REIの活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

ii 項目別評定の留意事項

ア その評定に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、F-REIの業務運営の改善に資する助言等についても付言する。

イ F-REIのミッションを踏まえ、中期目標に定める評価軸を用いて、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期、政策的観点等から総合的に評価した結果を評定に反映する。

ウ その際、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

エ 最上級の評定「S」を付す場合には、F-REIの実績等が最上級の評定にふさわ

しいとした根拠について、設定した評価軸に基づく評価結果を踏まえて具体的かつ明確に記述するものとする。

オ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。
なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な指摘、助言、警告等を行う。

カ 目標策定の妥当性に留意し、目標の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

キ 期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的な指摘、助言、警告等を行う。

ク 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。なお、見込評価時に使用した中期目標期間終了時の実績見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等必要な修正を行った上で、見込評価を活用する。

ケ 評価にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

コ 中期目標期間中間評価においては、評価にあわせ、中期目標期間終了時までの業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評価

総合評価は、記述による全体評価を行うとともに、項目別評価及び記述による全体評価を踏まえ、F-REI 全体の業務実績等に対し評価を付して行う。

i 記述による全体評価

ア 評価に至った根拠、理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ、F-REI 全体の業務運営の改善に資する助言等を付言する。

イ また、記述による全体評価は、以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

・ 項目別評価の総括

a 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要

b 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの

c 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策。特に、評価結果に基づき福島特措法第 123 条による監督命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。

d 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

・ 全体評価に影響を与える事象

a F-REI 全体の信用を失墜させる事象など、F-REI 全体の評価に影響を与える事象

- b F-REI のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項
 - c 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）
- ・ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

・ 各評価項目と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D : F-REI の目的・業務、中期目標等に照らし、F-REI の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア F-REI のミッション等を踏まえ、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から、F-REI の業務全体について総合的に評価する。

イ その際、業務の実績についての評価(evaluation)を踏まえて適切に指摘・助言・警告等を行うとともに、優れた取組・成果等に対する積極的な評価(appreciation)、将来性について先を見通した評価(assessment)等についても織り込むなど、「新産業創出等研究開発の成果の最大化」に向けて、好循環の創出を促す評価を行う。

ウ F-REI 全体として期待される成果が乏しい又は見込み難く、その原因として理事長のマネジメントにも課題があると判断される場合は、理事長のマネジメントについての改善策の提出を求め、それでもなお改善が見込み難い場合は、具体的

な指摘、助言、警告等を行う。

エ 見込評価においては、評価のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関する留意事項
- ・ 次期中期目標期間に係る予算要求に関する留意事項

オ 期間実績評価においては、評価のほか、以下の事項を記載する。

- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項

カ F-REI 全体の信用を失墜させる事象について、F-REI の組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評価にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評価は行わない。

キ 見込評価においては、評価単位の設定、評価軸、評価指標、総合評価の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

5 主務大臣評価書の作成

主務大臣評価書は、別添の様式に基づき作成するものとする。

6 評価結果の反映状況の公表

福島特措法第 115 条第 9 項に定める、F-REI による評価結果の業務運営の改善等への反映の取組の公表について、以下の点に留意してチェックする。

- ① 過去の事業年度、中期目標期間に係る評価結果を踏まえ、中期計画及び年度計画への反映、事務及び事業の改廃、予算要求への反映、組織及び人事その他業務改善への反映等、事業年度内に実施した措置状況を具体的に記載する。
- ② 評価結果との対応関係を、いつの事業年度の業務実績評価に係るものかも含め明らかにする。
- ③ 将来に措置することが予定されている事項についても記載する。